

令和元年12月

定例教育委員会

新庄市教育委員会

教育長報告（１）

令和元年市議会１２月定例会における教育関係一般質問の概要について

- （１） 山科正仁議員からの「少子化の影響と教育現場をスリム化する施策として、小中学校の統廃合が行われてきている事は、他の地方自治体でも例外ではない。統合による地域住民の学校への協力体制（各行事への積極的参加等）の希薄化を回避するため各校教職員と地域の連携をどのようにしていくのか、また、学校における教育環境の整備に係わる市の予算措置と保護者負担の在り方を伺う」。という質問に対して

「現在、学校では、総合的な学習の時間や生活科の学習を中心に、地域との関わりを重視した教育活動を展開している。特に、総合的な学習の時間では、各校ともふるさと学習に取り組んでおり、地域の歴史、伝統、文化、自然、産業等を学んでいる。その中で、子どもたちは、実際に地域に出向いて調べ学習を行ったり、地域の方から話を聞いたり、体験活動を行ったりし、地域への理解を深めている。また、地域の方には、読み聞かせボランティアとして学校の読書活動への支援、ゲストティーチャーとして授業への協力、見守り隊として安全な登下校のための活動等、様々な面で学校の教育活動に協力していただいている。

また、市では、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていく地域学校協働活動を推進するため、今年度より推進員の委嘱を行い、地域人材のリスト化や各学校でのふるさと学習での活用を図っている。萩野学園ではすでに学校、家庭、地域が協働で学校運営の改善と充実を図る学校運営協議会が設立されており、明倫学区においても令和３年度の開校に合わせて運営協議会の準備を進め、次年度以降、市内全学校で運営協議会が設置できるよう検討していきたい。

次に、学校における教育環境の整備に係わる市の予算措置と保護者負担の在り方についてだが、義務教育諸学校については市町村に対して設置義務が課されており、その経費については原則としてその設置者が負担することとされている。そのため、学校運営に必要な経常的な経費は本市で負担している。

また、市校長会からは毎年、学校予算に係る要望書をいただいているが、各学校の状況を踏まえながら、年次計画の中で教材、設備、備品の更新、修繕等を実施している。

なお、各校のPTAや教育後援会等から各学校に対して教育環境の充実の図るための多大なる支援を行っていただいていることは、十分認識している。

いずれにしても、各学校の教育環境の整備に係る予算措置は市の責務なので、本市の将来を担う子どもたちの学校環境、教育環境の更なる充実に努めていきたい。」と答弁をした。

- (2) 山科春美議員からの「市民活動に対する市の応援について伺う」という質問に対して

「新庄市では趣味を通じたサークルをはじめ多くの団体が活動している。なかでも、市に社会教育関係団体として申請いただいている団体は現在166団体ある。このような皆さんの活動を促進するため、施設の利便性を高め、活動しやすい場の提供、また、市民プラザまつりやわくわく新庄フェスティバルなど活動の成果を発表する場を設け、より多くの市民の方に活動を知っていただけるよう取り組んでいる。

しかしながら、近年は、高齢化や会員の減少により活動を休止される場合も多くなっている。このため、各施設では様々な講座を企画しながら、受講生によるサークルの立上げ支援を行っており、ここ数年で新しいサークルも増えてきている。

市民活動は、趣味にとどまらず新庄のために何かやりたいとの思いから活動を継続されていらっしゃる方が数多くいらっしゃるので、市としましても常日頃から活動に対する感謝の思いをお伝えし、より多くの市民の方々に周知できるよう、様々な場面で支援を行ってまいりたい。」と答弁をした。

- (3) 八鍬長一議員からの「人口減少（少子化）に伴い、県立高校の再編が進むと思われる。新庄最上を支えていく若者たちの人づくり、そして街づくりに大きく影響する。1. 再編に向けた県の情報、2. 新庄市としての考え方を問う」という質問に対して

「1点目の高校の再編に向けた県の情報については、県教育委員会の県立高校再編整備基本計画によると、平成26年度から令和6年度の期間中、県内で1,827名、北村山・最上地区では296名の生徒数が減少すると予想されている。最上地区では、平成22年7月に外部有識者や地域の教育・産業等関係者による最上地区の県立高校の再編整備に係る検討会が設置され、これからの社会の変化、生徒の多様化への対応、社会

で活躍できる人材の育成など、将来を見据えた最上地区における県立高校の在り方について検討されてきた。

また、再編整備計画（第2次計画）の策定に向けて、先日10月30日には最上地区の県立高校再編整備に係る地域説明会が市民文化会館で開催され、現状と課題、再編整備計画の概要、今後の進め方などの説明があった。今後については、来年3月まで県教育委員会から年次計画案が示され、最上地区については、同じく3月まで学級減を含む再編整備計画（案）が公表される予定となっている。

2点目の「新庄市としての考え」については、議員ご指摘のとおり、市としても高校再編はまちづくりに大きな影響を与えるものと考えている。生徒数の減少による高校再編については、全国的・全県的な課題であるのでやむを得ないところもあるが、再編に伴う教員などの学校関係者の減少など、人口減少に拍車がかかることが想定されるとともに、閉校となる高校については、施設又は跡地をどのように活用していくかという課題が出ている。

具体的な再編整備を進める上で、新庄市内の高校配置については、2校配置、3校配置のどちらが望ましいかという課題を投げかけられているが、県の「県立高校の再編整備に関する基本方針」では学級の削減方針が明確に示されているので、将来的な生徒数の減少を見据えた検討を行っていく必要があると考えている。

また、これらの動向や県から示される再編整備計画（案）を注視しながら、市の政策との整合性や効果的な事業展開を図るための検討を的確に行っていく必要があると考えているので、ご理解願いたい。」と答弁をした。

- (4) 佐藤悦子議員からの「①萩野学園に続いて明倫学園の建設を進めており、さらに新庄小中学校の一貫校の計画や八向中学校区の学校統廃合の方向に向かっている。その計画の中心は小中一貫教育校づくり・学校統廃合計画。子どもの数が減ったからという理由だが、学校規模の大小と教育内容の充実は必ずしも比例するものではない。複式や少人数学級でも教育研究・実践によって豊かな学力を保障してきているのではないか。②複式解消のために、市独自で教員を配置しているか。③小学校は地域づくりの核となっている。地域に小学校がなくなることによる地域の自治力の低下があるのではないか。④小中一貫校の教育効果はあったと言えるか。中1ギャップ、中1の不登校は減ったと言えるか。高学年としての意識、中学生としての自覚を持たせられたのか。小学校文化と中学校文化のつぶしあ

いになって、それぞれの発達段階を保障した教育実践がしにくくなることによる窮屈さは問題ではないか。⑤教員の多忙、長時間労働が問題になっているが、超過勤務の比較はどうか。」という質問に対して

「議員ご指摘のとおり、現在は、萩野学園に続いて、明倫学園の令和3年4月の開校を目指して粛々と準備を進めている。

また、本市の教育の柱として小中一貫教育の推進を掲げ、9年間の継続した指導により個を大事にする情操豊かな人間性あふれる新庄人を育てる教育を実現していくことを目指しているが、その基本的な柱をもとに、平成30年3月策定の新庄市立学校施設整備計画において、今後の学校施設の整備に当たっては、各中学校区において小中一貫教育校として整備していくことを基本に進めていくこととしている。なお、八向中学校区については、構成3校の小規模義務教育学校や新庄中学校区義務教育学校への合併、そして新庄中学校区及び日新中学校区義務教育学校への分割合併の3つの案を示しながらも、その方向付けへの協議が広く当該地域の住民を含めて相応の時間が必要と考えられることから、八向中学校区の3校については、主にその長寿命化を図っていく計画としている。

通常学級において複式学級がある八向中学校区の教育活動については、3校共通の研究テーマを設定するとともに、9年間でめざす子どもの姿を共有し、一貫した方針で研究や実践を進めている。一人一人の思いや考えを大切にしながら、子ども同士の対話や協同的な活動を重視した授業づくりを推進し、少人数のよさを十分に生かした指導をしている。

教員の配置の基準となる学級編制については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づき、1学級当たりの上限児童生徒数に応じて学級数が算定され、この児童生徒数や学級数に応じた教職員が各校に配置されることになっている。複式学級については、小学校1学年を含まない2つの学年で16名までが上限となっており、今年度市内の小学校では、複数の学校で複式指導を行っているが、市独自の教員の配置は行っていない。

次に、地域づくりの核となっている小学校がなくなることによって、地域の自治力低下につながるのではないかという点については、これまでの小学校に関わる行事や活動がなくなり、これまでより大きな枠組みでの人とのかかわりなどが出てくるが、このことを契機として地域での話し合いが進められ、新たな枠組みの地域住民の仲間意識や結束力が高まることも期待される。地域での目的意識を見出し、主体的に活動していくことが、新たな地域と学校との連携・協力へと発展していくものと考えている。

次に、小中一貫校の教育効果については、開校5年目となる萩野学園において、様々な成果が報告されている。主な内容としては、4－3－2のブロック制による中一ギャップの解消、9年間の縦のつながりを重視した異年齢交流による社会性の向上、中期ブロックからの教科担任制による専門性を生かした教育の充実などが挙げられている。義務教育学校のよさである9年間を見通した教育課程を編成することにより、これまでの小学校と中学校の教育文化を統合させながら、連続性と一貫性のある教育活動が行われている。

次に、義務教育学校における教員の多忙、時間外勤務の他校との比較についてだが、10月と11月の出退勤時刻については、他の小中学校と比較して、時間外勤務が多いという結果は見られなかった。また、学校からも他の小中学校と比較し、特に多忙感はないと聞いている。なお、時間外勤務が多かった教職員については、義務教育学校ならではの理由ではなく、校務分掌や入試事務などの理由が主なものだった。開校した年は新しい学校ということで多忙な時もあったかと思うし、現在も、4－3－2のブロック制できめ細かな指導をしていくことにより、教職員同士の情報共有等、打合せなどに時間がかかる場合がある。

今年度は、国や県の加配として「学校統合加配」など短時間勤務を含め7名配置している。また、市からは個別学習指導員を3名配置し、児童生徒の支援をしている。さらに教頭3名、教務主任3名の職員をはじめ、担任、担任外を含めて、多くの教職員がチームとして学校運営に関わっているので、今後も効率よく業務を進め、時間外勤務を減らしていくよう努めてまいりたい。」と答弁をした。

教育長報告（２）

新庄市体育館の利用料金の過誤徴収について

1 内容

新庄市体育施設等管理使用規則（昭和５２年教育委員会規則第１号）にて規定する施設の使用料について、平成２８年３月教育委員会規則第６号において改正され、平成２８年４月１日から施行されたが、その改正内容を適用せずに改正前の使用料を徴収していた。

◎主な改正点：市体育館の照明器具の使用料を徴収しない。

【参考】

◆平成２８年３月定例教育委員会 議案第１０号

新庄市体育施設等管理使用規則の一部を改正する規則の制定について
新庄市体育施設等管理使用規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

新庄市体育施設等管理使用規則の一部を改正する規則

新庄市体育施設等管理使用規則（昭和５２年教育委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

第１０条中「前条の」を「前条」に改める。

第１５条第４項及び別表第２中「照明器具及び」を削る。

別表第２照明器具の部を削る。

附 則

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

提案の理由

新庄市体育館の改修工事に伴い、使用料を見直したこと及び文言の整理のために必要な改正を行う。

※新旧対照表は別添のとおり

2 過徴収状況の発生理由

平成２８年４月１日から、施設の使用料（市の収入）を指定管理者による利用料金（指定管理者の収入）として収納を開始した。その際に、同日から施行された「新庄市体育施設等管理使用規則」の改正によって、「照明器具

の使用料」が廃止されたことの認識がなく、改正前のままの「照明器具の使用料」を加算したうえで利用料金を徴収してしまっていた。なお、このことは、この度の施設使用料の見直しにおいて判明した。

3 過誤徴収額への対応について

使用者からの過誤徴収額は、市体育協会が返金先や返金額等の確認作業を進めており、年内には確認作業を終え、納付者へ返納していく。

①過誤徴収件数 延べ4, 070団体

②過誤徴収金額 6, 300千円（令和元年12月5日現在の概算金額で未確定）

新庄市体育施設等管理使用規則(昭和52年教育委員会規則第1号)新旧対照表

現行		改正後 (案)																										
<p>(入館者の規制)</p> <p>第10条 教育委員会は、体育施設等内に入館又は入場して いる者が前条の各号に規定する事項に違反したとき、そ の他体育施設等の管理上支障がある行為をし、又はする おそれがあることを認めるときは、その者に退館又は退場を 命ずることができる。 (使用料)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 新庄市体育館の照明器具及び暖房器具使用料は、別表第 2に定める額とする。 5～9 (略)</p> <p>別表第2 体育館照明器具及び暖房器具使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">照明器具</td> <td>全館(10灯)1時間につき</td> <td>1,180円</td> </tr> <tr> <td>半館(8灯)1時間につき</td> <td>630円</td> </tr> <tr> <td>1/4館(4灯)1時間につき</td> <td>420円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">暖房器具</td> <td>追加1灯ごと1時間につき</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>石油暖房機 1台1時間に</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>角型遠赤外線暖房機 つき</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	単位	使用料	照明器具	全館(10灯)1時間につき	1,180円	半館(8灯)1時間につき	630円	1/4館(4灯)1時間につき	420円	暖房器具	追加1灯ごと1時間につき	100円	石油暖房機 1台1時間に	200円	角型遠赤外線暖房機 つき	200円	<p>(入館者の規制)</p> <p>第10条 教育委員会は、体育施設等内に入館又は入場して いる者が前条各号に規定する事項に違反したとき、そ の他体育施設等の管理上支障がある行為をし、又はする おそれがあることを認めるときは、その者に退館又は退場を 命ずることができる。 (使用料)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 新庄市体育館の _____ 暖房器具使用料は、別表 第2に定める額とする。 5～9 (略)</p> <p>別表第2 体育館 _____ 暖房器具使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">暖房器具</td> <td>石油暖房機 1台1時間に</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>角型遠赤外線暖房機 つき</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	単位	使用料	暖房器具	石油暖房機 1台1時間に	200円	角型遠赤外線暖房機 つき	200円
区分	単位	使用料																										
照明器具	全館(10灯)1時間につき	1,180円																										
	半館(8灯)1時間につき	630円																										
	1/4館(4灯)1時間につき	420円																										
暖房器具	追加1灯ごと1時間につき	100円																										
	石油暖房機 1台1時間に	200円																										
	角型遠赤外線暖房機 つき	200円																										
区分	単位	使用料																										
暖房器具	石油暖房機 1台1時間に	200円																										
	角型遠赤外線暖房機 つき	200円																										

※新庄市体育施設等管理使用規則(昭和52年教育委員会規則第4号)にて規定する施設の使用料について、平成28年3月
教育委員会規則第6号にて改正した新旧対照表。

議案第 56 号

新庄市通学手段確保対策事業補助金交付要綱の一部を改正する
要綱について

新庄市通学手段確保対策事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

新庄市通学手段確保対策事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

新庄市通学手段確保対策事業補助金交付要綱（平成 27 年告示第 84 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「。以下「規則」という。」を削る。

第 3 条中「1 月あたり」を「1 月当たり」に改める。

第 4 条の見出しを「（交付申請及び実績報告）」に改め、同条中「新庄市通学手段確保対策事業補助金交付申請書（様式第 1 号）を」を「新庄市通学手段確保対策事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第 1 号）に路線バスの利用料金に係る領収書の写しを添えて」に改める。

第 5 条を次のように改める。

（交付額の決定及び確定）

第 5 条 市長は、前条に規定する申請の内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付を決定し、新庄市通学手段確保対策事業補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

様式第 1 号及び様式第 2 号を次のように改める。

様式第1号

新庄市通学手段確保対策事業補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

新庄市長

(申請者) 住 所 _____
氏 名 _____ (印)
電 話 _____

新庄市通学手段確保対策事業補助金として、下記の金額を交付されるよう申請
します。

記

1. 補助金申請額 _____ 円

児童生徒氏名		
学 校 名		
路線バス利用区間	～	
路線バス利用期間	年 月 日～ 年 月 日	
補助金の額	利用料金 円 - 1,000円 × ヶ月分 = 円	
振 込 先	金融機関	
	(ふりがな) 名 義 人	
	口座番号	普通・総合

2. 添付書類 路線バスの利用料金に係る領収書の写し

様式第2号

新庄市通学手段確保対策事業補助金交付決定通知書兼確定通知書

第 号
年 月 日

様

新庄市長 印

年 月 日付で申請のあった新庄市通学手段確保対策事業補助金の
交付を決定し、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

1. 補助確定額 _____ 円

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

提案の理由

保護者の申請手続きの簡素化を図り、併せて文言の整理及び様式について必要な改正を行うため、提案するものである。

新庄市通学手段確保対策事業補助金交付要綱(平成27年告示第84号)新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、冬期間の通学のために路線バスを利用する本市の児童及び生徒の保護者に対し路線バスの利用料金の一部を補助することについて、<u>新庄市補助金等交付規則(昭和55年規則第9号。以下「規則」という。)</u>に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第3条 補助金の額は、対象期間における通学に係る路線バスの利用料金から対象児童等1人につき<u>1月あたり1,000円</u>を差し引いた額とする。</p> <p>(補助金の交付申請)</p> <p>第4条 補助金の交付を受けようとする者は、<u>新庄市通学手段確保対策事業補助金交付申請書(様式第1号)</u>を</p> <hr/> <p>市長に提出しなければならない。</p> <p>(実績報告)</p> <p>第5条 補助金の交付を受けた者は、<u>対象期間に係る路線バスの利用料金を証する書類を添付して対象期間の属する年度の翌年度の4月15日までに新庄市通学手段確保対策</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、冬期間の通学のために路線バスを利用する本市の児童及び生徒の保護者に対し路線バスの利用料金の一部を補助することについて、<u>新庄市補助金等交付規則(昭和55年規則第9号</u>)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第3条 補助金の額は、対象期間における通学に係る路線バスの利用料金から対象児童等1人につき<u>1月当たり1,000円</u>を差し引いた額とする。</p> <p>(交付申請及び実績報告)</p> <p>第4条 補助金の交付を受けようとする者は、<u>新庄市通学手段確保対策事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)</u>に<u>路線バスの利用料金に係る領収書の写しを添えて</u>市長に提出しなければならない。</p> <p>(交付額の決定及び確定)</p> <p>第5条 市長は、前条に規定する申請の内容を審査し、<u>適当と認めたとときは、補助金の交付を決定し、新庄市通学手段確保対策事業補助金交付決定通知書兼確定通知書(様式</u></p>

現行	改正後 (案)
<p>事業補助金実績報告書(様式第2号)を市長に提出しな ければならない。</p> <p><u>様式第1号</u> (略)</p> <p><u>様式第2号</u> (略)</p>	<p>第2号)により申請者に通知するものとする。</p> <p><u>様式第1号</u></p> <p><u>様式第2号</u></p>

議案第 5 7 号

社会教育関係団体認定の運用についての一部改正について

社会教育関係団体認定の運用について（平成元年教委公告第 3 号）の一部を次のように改正し、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

本則中「第 3 条に掲げる」を「（平成元年教育委員会公告第 2 号）第 3 条第 2 項に規定する」に、「運用については、同条第 2 項の規定により」を「運用について」に、「市文化団体会議」を「市芸術文化協会」に改める。

提案の理由

団体の名称変更及び文言の整理について必要な改正を行うため、提案するものである。

社会教育関係団体認定の運用について（平成元年教育委員会公告第3号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>新庄市社会教育関係団体認定要綱第3条に掲げる 団体の具体的な運用につ いては、同条第2項の規定により次のとおり定める。</p> <p>1～5（略）</p> <p>6 芸術・文化に関する団体</p> <p>(1) 市文化団体会議 に加盟している団体</p> <p>(2)（略）</p>	<p>新庄市社会教育関係団体認定要綱（平成元年教育委員会 公告第2号）第3条第2項に規定する団体の具体的な運用につ いて 次のとおり定める。</p> <p>1～5（略）</p> <p>6 芸術・文化に関する団体</p> <p>(1) 市芸術文化協会に加盟している団体</p> <p>(2)（略）</p>

議案第 58 号

平成 30 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び
評価について

(別添 平成 30 年度新庄市教育委員会関連施策の評価説明資料)

その他（１）

新庄市小・中学校長会からの要望事項に対する回答について

1 学校予算の確保について

（１）学校施設・設備、環境の保持について

施設に関わる故障や不具合に対して対応が速く、適切な修繕をしていただき感謝しております。

① エアコンの設置について【教育総務課】

エアコンの設置についてはどこよりも早く対応していただき、今年の夏は熱中症の心配もせずに授業に集中することができましたこと感謝申し上げます。今後とも教育環境整備にご支援願います。その上で、さらにエアコン設置の拡充をお願いします。特に、新設学級、食堂、学習室、視聴覚室等、児童が集まって学習活動をする場所に追加のエアコンの設置をお願いします。

⇒ 新設学級への対応については、次年度の学級編制見込みを把握した上で、普通教室の既設エアコンが稼働する6月までに完了するよう対処していきたいと考えています。また、特別教室等については、明倫学区3校で使用しているエアコンの活用も含め、今後検討していきたいと考えています。

② トイレの洋式化と避難所の多目的トイレの設置について【教育総務課】

学校のトイレは和式がほとんどで、対応がうまくできずに困っている児童もいます。家庭のトイレは洋式化されている現状を鑑み、ウォシュレット付き洋式トイレの増設をお願いします。また、体育館における多目的トイレの設置について年次計画案を提示願います。避難所として、現状としては十分機能しない状況にあります。

⇒ トイレの洋式化に関しては喫緊の課題と捉えており、市内学校施設の全体の他設備等との優先度を勘案しながらではありますが、早期実施について検討していきたいと考えています。また、多目的トイレの設置については、市防災計画における避難所の位置付けを考慮しながら検討していきたいと考えています。

③ 楽器について【教育総務課】

吹奏楽部の楽器はそれぞれ高価ですので、楽器購入を目的とした市の

予算化をお願いします。音楽部（吹奏楽）の楽器が古くなり、毎年楽器の修理を重ねています。年度計画で各学校の楽器購入をお願いします。それが無理ならば、楽器修理の予算化をお願いします。

⇒ 学校教材備品については新学習指導要領を受けて、主要教科の授業時数増に対応できる教材備品の整備とともに、児童生徒の様々な活動を一層充実するための教育環境の整備を図りたいと考えていますが、高額な備品については整備が難しい状況であると認識しております。また、音楽部（吹奏楽）に限らず、部活動に必要な物品については、教材備品とのバランスへの配慮が必要かと考えます。なお、楽器修繕につきましては、個別に対応してまいりたいと考えております。

④ 軽トラックの配置について【教育総務課】

中学校区ごとに軽トラック等の配備を強くお願いします。

⇒ 平成31年度現在、市内全11校で使用できる車両は合計で3台となっております。しかし、まだ業務効率上不便さを感じさせてしまっていると思われます。車両の具体的な貸与状況、使用状況を鑑みながら、中学校区毎の配備を検討していきたいと考えております。

(2) 防犯カメラの整備について【教育総務課】

防犯上有効であり、学校の様々な方面から撮影できるような防犯カメラの設置をお願いします。できれば録画機能のあるものを要望します。

⇒ 通学路への防犯カメラの設置については、防犯対策担当課（環境課）が通学路を含めた市全体の防犯対策の強化を目的とした防犯カメラの設置を計画しております。また、学校内への防犯カメラ設置についても、設置に向けて検討していきたいと考えています。

(3) 学校のつばさ支援事業について【学校教育課】

学校のつばさ支援事業については、小中一貫教育の推進や特色ある学校経営に有効に活用させていただき感謝いたします。次年度も継続及び増額をお願いします。

⇒ 「学校のつばさ支援事業」は、市の事務事業の評価においても、より良い教育環境づくりのために有効な事業であるという評価を得ており、今後も引き続き事業継続に向けて対応していきたいと考えています。事業費については、児童・生徒数や学級数が減少している中、同額で措置されていますので、実質的には増額となっていると考えています。今後も、計画的かつ効果

的な予算の活用と保護者等への更なる周知に努めてくださるようお願いいたします。

(4) 学生ボランティア等の継続的な予算化について【社会教育課】

学生ボランティアの予算確保をしていただき感謝いたします。大学生との交流は、子ども達の健やかな教育に大きくつながっております。

⇒ 社会教育課が事務局を務める新庄市青少年育成市民会議においては、地域の青少年健全育成活動を推進するために、事業経費の1/2以内で5万円を上限として経費を助成する事業を行っております。この事業では、ボランティアの交通費も助成対象となっておりますので、ぜひ事業の活用をご検討下さい。そして、来年度も北辰小学校元気創出プロジェクト実行委員会が主催して地域の方とチーム道草（山形大学ボランティアサークル）が一緒になり、地域の子どもたちへの学習支援や地域学習に取り組む放課後子ども教室の予算要求を行ってまいります。

(5) スクールサポートスタッフについて【学校教育課】

スクールサポートスタッフの基準を下げ、教頭職の負担軽減をお願いいたします。充職の多い学校については、学級数に因らず相当の事務量となっております。

⇒ 新庄市におけるスクール・サポート・スタッフについては、県の事業として平成30年度から日新小学校1校へ配置されています。県の配置計画においては、より多くの教員が効果を実感できるよう規模の大きな学校から配置を進めていくこととしており、4年間で12学級以上に1名配置とすることから、今後、計画により順次配置されるものと考えています。配置要件である学級数の基準緩和に関しては、折に触れ学校の状況について説明していきたいと考えています。

(6) 特別支援教育のセンター機能の構築について【学校教育課】

これからの教育相談員の中に（または別に）、知能検査ができる方を将来配置できるように、計画的な資格取得支援及び人材育成に向け、見通しや計画を持って進めていただきたいと思います。今後、市教育委員会に特別支援教育のセンター機能（検査・アセスメント・保護者面談等）の強化を期待します。

⇒ 知能検査が実施できる体制整備に向けて、今年度、教育相談員1名が検査資格を取得しております。適応指導教室や教育相談等もありますので、現在、

全ての要望に対応するのは難しい状況ですが、不登校の児童生徒や緊急性のある場合などを中心に実施しているところです。特別支援教育に関する体制の充実に向けて、知能検査の資格取得や人材育成についても検討を進めます。

(7) 個別学習指導員の配置及び増員について【学校教育課】

各学校の実状に応じて個別学習指導員の増員配置をお願いします。取り出し指導や発達障がいのある児童生徒・特別支援学級の児童生徒・複式学級等の増加により、学級づくりが難しくなっています。学級の経営の不安定さは、学力の低下の大きな要因になっています。一般児童生徒の通常の学習環境を維持するという観点からも、増員が不可欠と考えます。また、転入生や外国からの帰国子女対応等も含め、年度内でも配置ができるよう柔軟に配置を検討願います。

個別学習指導員の配置については「日々雇用職員」の扱いとなるため、通勤手当等が支給されていない実態があり、誠心誠意勤務している指導員の先生方に申し訳なく感じています。賃金を上げていただいたことには感謝いたしますが、通勤手当だけでも支給されるよう、市の職員の枠組みを見直し待遇改善を再度お願いします。

⇒ 個別学習指導員等の配置については、毎年、各校から配置数を上回る数の要望があり、安定した学校経営のための不可欠な事業のひとつとなっていると捉えています。昨今、ユニバーサルデザインの考えを取り入れた教育について関心を寄せる保護者も増えつつあり、今後ますますその需要も増える傾向になると考えています。

次年度に向けた支援体制については、現在、増員に向けた要求について作業を進めているところですが、年度途中の配置のための予備的な予算の確保は難しい状況です。緊急でやむを得ない状況が発生した場合については、早めにご相談いただきたいと思います。

また待遇改善については、次年度からの会計任用制度の導入に伴い、現在検討が行われており、改善に向けた方向となっているようです。詳細については年明けに示される予定です。

なお、指導員の雇用に際しては、ハローワークを通じた求人へも応募が非常に少なく確保に苦慮しているところです。各校においても、心当たりの方がおられましたら、積極的に声掛けいただくなど、協力をよろしく願います。

(8) 協働活動支援員の配置と運用について【学校教育課】【社会教育課】

図書館教育の充実や地域との連携の強化、ふるさと学習の推進という点から協働活動支援員の存在が大きいと感じます。協働活動支援員の配置に感謝しております。市内9名の業務情報交換や指導支援の場があったことも感謝します。地域支援に係るコーディネーターの配置継続をお願いします。

⇒ 平成31年度4月より既存の協働活動支援員の配置を9校に、図書館司書の配置を2校に、そして、市内全域の地域学校協働活動を実施するための地域学校協働活動推進員を市教育委員会内に配置させていただきました。来年度も同様の人数を維持できるよう、予算要求を実施いたしますが、運用に関しては、より効果的になるよう検討してまいります。

(9) 留守番電話の整備について【教育総務課】

働き方改革の視点からも、留守番機能のある電話の設置をお願いします。6時以降留守番機能にするなどの対応が必要だと思います。

⇒ 閉庁日等における電話の対応については、教育委員会内部で検討を重ねているところであり、留守番機能付電話設置に向けた取り組みを進めていきたいと考えています。

(10) 除雪機について【教育総務課】

小型除雪機の各校配備を早急をお願いします。地域特性から考えて、雪への対策は充実を図る必要があります。働き方改革の視点からも、改めて教員の除雪作業の軽減を図る必要があります。雪国新庄だからこそ是非実現に向けてをお願いします。

⇒ 学校敷地内での通路等の確保にあたり小型除雪機は大きな威力を発揮するものと思われます。これまで必要な場合は、学校からの申し出を受け市(都市整備課)が所有する小型除雪機を借り受け利用していただいております。今後は、中学校区毎の配備について検討していきたいと考えています。

2 学校運営の支援について

(1) 学校集金の公会計化について【学校教育課】

学校の煩雑な業務解消のためにも、文部科学省通知「学校現場における業務の適正化に向けて」(平成28年6月17日)により、迅速な学校給食の公会計化をお願いします。

⇒ 公会計化を実施するには、会計処理や徴収管理、給食物資の調達方法等様々な課題の整理と、条例で定めるべき事項等についての検討が必要になり

ます。

文部科学省では、令和元年 7 月に学校給食費徴収・管理に関するガイドラインを作成しましたので、こちらを参考にしながら、実施に向けて検討を進めていきたいと考えております。

(2) 巡回相談について【学校教育課】

巡回相談については年 2 回の確保、1 回はぜひ年度前期にお願いします。

⇒ 現在、小学校・義務教育学校前期課程で年間 2 回、中学校・義務教育学校後期課程・幼稚園保育所等で年間 1 回の巡回相談を実施していますが、専門委員の業務増加に伴い、回数の確保や日程調整が難しくなっている状況があります。専門委員からも業務多忙による日程確保の困難さが生じていることから、回数の削減を要請されているところです。教育委員会としましては、今後も本市における特別支援教育の課題や各校の実情を伝え、今まで同様の巡回相談を実施できるように努めてまいります。専門委員の業務状況によっては回数が削減となる可能性も考えられます。巡回相談の時期につきましても、専門委員のスケジュールが関わってくるようになりますが、できる限り早い時期に実施できるように努めてまいります。

(3) スクールバスの利活用について【教育総務課】

部活動への活用幅を拡大してもらっていますが、部活動の数が多いため、大会前など、各部とも 1～2 回しか割り当てがないのが現状です。学校規模に応じてさらに活用枠の拡大をお願いします。

⇒ 平成 27 年度以降、中学校におけるスクールバス活用の要件を緩和しているところです。現状は、児童生徒の登下校送迎運行に支障が出ないように、また運転手の過重労働による事故防止、車両メンテナンスや台数を勘案し、中学校ごとに最大活用時間数及び使用可能台数を割り当てています。引き続き、各中学校における最大活用時間の中で、スクールバスを利活用いただくよう、ご理解いただければと思います。

(4) ICT 整備について【教育総務課】

ICT 教育環境の整備（特にネット環境）の充実をぜひお願いします。学習指導要領や世の中の方向性を考えた場合、必要不可欠だと考えます。Wi-Fi の環境整備とともに、iPad 等、2 人に 1 台使えるようお願いします。また、研修等も併せて実施していきたいものです。また、大型テレビなどさらに増やしていくよう要望します。（文部科学省の基準に従って設置）

⇒ 現在各校に配備している教育用・校務用 ICT 関連機器については、令和 2 年 8 月にリース期間満了を迎えることから、現場の情報を収集し将来を見据えた ICT 機器整備を図るため、市内各校から選出された先生方を中心とした「新庄市立小・中義務教育学校 ICT 機器選定委員会」を昨年度より設置し検討を進めております。（なお、実際には、明倫学園の開校を控えていることから、リース期間を 1 年延長し令和 3 年 8 月に新たな ICT 機器を導入する予定としています。）選定委員会では、各校での現状を踏まえ、整備の方向性を検討していただいております。なお、要望のあったタブレット PC の導入や Wi-Fi 環境の充実、大型モニターの増設等も選定委員会において検討いただいておりますので、その結果を基に予算要求を行い、ICT 機器の整備充実を図っていきたいと考えています。

（５）スクールロイヤーの配置について【学校教育課】【教育総務課】

学校支援のための、スクールロイヤーの配置をお願いします。生徒の不適応をいじめと主張し学校批判を行う保護者が増えてきています。

⇒ スクールロイヤーの配置については、2019 年度、文部科学省における「専門スタッフ・外部人材の拡充の事業」として取り上げられています。今後、国、また県の動向等を注視しながら、各校からの情報を得ながら検討していきたいと考えています。

（６）校務改善システムについて【教育総務課】

現在、校務支援システムを使わせていただいておりますが、事務作業が格段に改善されています。是非希望する学校への導入を進めていただくようお願いします。

⇒ ICT 機器の活用による学校の働き方改革については、国の動きを踏まえて教育委員会内部でも検討を重ねているところです。また、市単独では財政面を含め難しい面もありますので県や国への要望等も行いながら取り組んでいきたいと考えています。

（７）職員の配置について【学校教育課】

義務教育学校において教科担任制を積極的に推進する必要があります。しかし、学級数の減少に伴って教員の定数も減少しており、今後、教科指導の乗り入れが困難な状況になることが予想されます。教科指導可能な職員の配置をお願いします。

⇒ 児童生徒数の減少に伴い、定数が減になる状況は把握しております。これ

まで通り、加配教員配置の要望を続けてまいります。なお、乗り入れ授業については、効果が大きく期待されていることを踏まえ、重点となる教科を必要教員数に反映させ、さらに教務主任等担任外の配置見直しをするなど、教科指導が充実するよう検討していただくようお願いします。

(8) 外国語専科教員の未配置校への訪問について【学校教育課】

配置されていない学校についても、外国語教育の充実のため、定期的に専科教員に訪問していただけるような取組をお願いします。

⇒ 小学校における外国語専科教員については、現在3校に配置しております。また小中学校の連携による英語教育推進事業で一部授業支援を行っております。英語の免許を持っている教員が少ないため、校内での配置が難しいことを踏まえ、今後も、専科教員の加配について県に要望をしていきます。

(9) 閉庁日の運用について【学校教育課】【教育総務課】

学校閉庁は、現在行っている教育委員会で定めている日の他に、何日か学校独自で追加出来るようにしていただけるようお願いします。

⇒ 働き方改革の趣旨を踏まえ、学校閉庁日は、原則として教育委員会で定めた日としているとともに、今後、学校閉庁日を増やすことも検討していることをご理解くださるようお願いします。市が雇用している職員の勤務日管理についても配慮していく必要があるため、慎重な判断が必要になってくると考えます。教職員の勤務や日直等、学校によって事情がありどうしても独自で設定したい場合は、直接教育委員会に相談いただき、対応について検討していきたいと考えています。

(10) 児童虐待等の連携について【学校教育課】

虐待等について、なお一層の関係機関との連携のコーディネートをお願いします。

⇒ 虐待が疑われる際(①明らかな外傷があり身体的虐待が疑われる場合 ②生命、身体の安全に関わるネグレクトがあると疑われる場合 ③性的虐待が疑われる場合 ④子供が帰りたくないといった場合)は、①～④のいずれかに該当する場合は児童相談所に、①～④に該当しない場合は市の虐待対応担当課(子育て推進課)に通告することが「虐待対応の手引」に示されています。また、①～③に加え、子供が生命・身体の対する危険性、緊急性が高いと考えられる場合は警察に通報することが示されています。いずれにおいても、通告・通報した場合は教育委員会に連絡することになっています。何よ

りも、子どもの安全が優先されるべきことであるので、「虐待対応の手引」を参考の上、速やかな対応をお願いします。なお、「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」は令和元年5月23日付で教育委員会より各小中学校等に送付されており、文部科学省ホームページからもダウンロードできますのでご利用ください。

3 社会教育事業について

(1) 家庭教育支援について【社会教育課】

家庭の教育力低下が懸念される中、メディア教育や生活リズムの確立などは、全国学力学習状況調査の児童生徒質問紙からも新庄市は課題となっています。市として重点化して家庭教育の向上が図られるよう、取組をお願いします。

⇒ 各学校におかれましては、親に対する学習機会や情報提供の場である「やまがた子育て講座」の実施など、家庭の教育力向上への取組みにご協力いただき誠にありがとうございます。

今年度の「やまがた子育て講座」において、メディア関連講座として、11月27日菰野学園において「スマホやメディアの使い方をコントロールできない子への親の言葉がけ」と題して講演を実施しました。メディアの教育について研修や講座を開催する予定がありましたら、講師選定などご相談いただければと思います。

また、生活リズムの確立については、今年度実施した就学時健診の際に、県教育委員会作成の「子どもの生活習慣に関する指針」に関連する保護者向け学習資料（パンフレット）を配布しました。今後とも多くの保護者への周知に努めてまいります。

(2) スポーツ少年団、スポーツクラブ、保護者主催の部活動及び施設利用について

① 中学生にかかわる施設利用について【社会教育課】【教育総務課】

部活動よりも、保護者会練習・クラブ練習が過熱気味にあります。市や学校の施設開放の夜8時30分までをぜひ徹底していただくようお願いします。

⇒ 今年4月に「新庄市における部活動の在り方に関する基本方針について」を各中学校を通じて生徒・保護者あてに配布し、保護者会練習・クラブ練習については、20時30分までに終了する旨をお願いしています。今後も生徒・保護者への理解と協力をお願いしたいと考えています。なお、学校

施設開放については、学校長の証明に基づき使用を許可していますので、学校長証明の段階での指導の徹底をお願いしたいと考えています。

管理下外となる保護会練習・クラブ練習の活動時間については、「新庄市における部活動の在り方に関する基本方針」に基づき、指導者等が関わる市体育協会理事会や市体育施設の利用者調整会議の場において、体育協会及び社会教育課より説明しております。

② 小学生のスポ少団体への啓発について【社会教育課】

各スポ少（クラブ活動）団体に対して、夜間練習 8 時までには活動を切り上げ、速やかに帰宅することをご指導願います。（1 学期時点では、各スポ少団体には伝わっていませんでした。）

⇒ スポーツ少年団の活動時間についても、上記同様、部活動の在り方に関する基本方針内、管理下外の活動時間（平日 2 時間）の考え方に沿いながら、最上地区小・中学校長会にて示されている「部活動及びスポーツ活動の在り方に関する最上地区の共通実践事項」に基づき、指導者等が関わるスポーツ少年団本部委員会議や、市体育協会理事会、市体育施設の利用者調整会議の場において、体育協会及び社会教育課より説明しております。

③ 検討委員会について【社会教育課】

部活動、スポーツ少年団等の在り方について検討委員会の設置に感謝します。今後も、できることから着手していく等、よろしく願います。

⇒ 検討委員会で出された「部活動と地域スポーツクラブ等との連携」については、同スポーツクラブが地域のスポーツ振興の一役を担っている状況もあり、管理下外の活動の受け皿としての役割も期待されるころではありますが、指導者の確保等、課題もまだまだ多いことから、まずは教育現場との情報の共有に努めながら、地域のニーズや現状に対応したスポーツ環境の整備について検討を進めてまいります。

④ 市の施設使用料金について【社会教育課】

市の体育施設などの使用料金を地元の児童生徒からは徴収し、大きな大会では、減免されるのはいかがなものかと思えます。地元の児童生徒の利用にこそ無料開放を行い、競技人口の増加や競技力の向上、生涯スポーツの基礎作り、地元への愛着につなげていくべきかと思えます。

⇒ この度の国による消費税改正に伴い、市では、体育施設も含めた公共

施設の使用料について、施設の老朽化や労務単価の上昇等を背景に、適正な受益者負担の観点により見直しを進めており、特に市体育施設の使用料については、現在、子育て支援や青少年の健全育成、スポーツ振興の観点より、児童生徒の負担減を検討しております。

(3) ボランティアの奨励について【社会教育課】

中学生ボランティアリーダーセミナーへの助成は大変助かります。ボランティアの和を広げるためにも保護者・地域に紹介してまいりますのでぜひ継続をお願いします。

⇒ 社会教育課が事務局を務める新庄市青少年育成市民会議の中学生ボランティアリーダーセミナー助成金をご活用いただき、ありがとうございます。本セミナーでは、学校や学年の異なる生徒が交流しながらボランティア体験をすることによって、ボランティアの意義や楽しさについて理解を深め、社会貢献活動への意欲向上を図ることを目的に開催されております。次年度も継続していく予定ですので、ぜひご活用いただければと思います。

(4) 社会教育事業について【社会教育課】

① 諸団体からの作品募集や児童生徒の出席要請など、現在も依頼が多くあります。学校でも削減の方向で対応していますが、教育委員会段階でも一層、校務削減について周知していただくようお願いいたします。

⇒ 昨今の社会情勢を鑑み、教員の業務多忙による、働き方改革を市教委・学校一体となって推進しているところです。

しかし、子どもや親、ひいては地域のニーズも多様化しており、良質な教育環境、特に社会教育の分野において「多様な学び」は重要な観点と理解しております。

上記2点を両立することは、とても難しいですが、児童生徒への多様な学び、ひいては、新庄市に住む児童生徒が「生き抜く力」を育てるため、この難解な社会問題を市教委・学校・地域が共に手を取り、解決していきたいと考えております。

② 家庭教育、幼児期・未就学児童等に係る施策や研修、事業などを、具体的に一覧にするなどして示していただくようお願いいたします。

⇒ 現在、教育関係の施策や事業に関しては、皆様にお渡ししている「教育の重点」に記載させていただいております。そちらをご覧くださいとともに、必要に応じて、お問合せください。

また、子育て推進課において、子育て世帯を対象とした施策・事業については「新庄市子ども・子育て支援事業計画」が5カ年のスパンで公表されております。未就学児の保護者向けには「子育てハンドブック」を作成しております。併せて、ご活用ください。

(5) 東北大会及び全国大会（中体連）の派遣費について【学校教育課】

東北大会、全国大会（中体連）への派遣費について、今年度は、バドミントン東北大会、空手全国大会出場で多額の経費が必要になりましたが、市からは半額の補助でした。管内7町村では、東北大会、全国大会の派遣費は、ほぼ全額支給し生徒の活動を支援しています。新庄市も、他町村同様、全額補助し、生徒の活躍を支援して下さるようお願いいたします。

⇒ 現在、市内小中学校の児童生徒において各種東北または全国大会に出場する団体または個人に対し、出場奨励費と出場経費半額を支給することによって学校教育におけるスポーツ及び芸術文化活動の振興を図っています。最上郡内の他町村では支給対象を中学生の部活動のみに限定しておりますが、新庄市では市内小中学生の活動を支給対象としており、学校数等も勘案した支給基準となっております。また、中体連の大会のみではなくジュニアオリンピック等の文部科学省や教育委員会が主催または後援している大会も支給対象としており、支給対象大会や支給基準、予算等を勘案しながら市内児童生徒の活躍に対する支援を引続き行っていきます。

4 その他

(1) 校長専用メールアドレスについて【教育総務課】

校長専用メールアドレスの割り当てを是非ともお願いします。市教育委員会との人事面等のやりとりや㊟報告や校長会でのやりとり等が必要です。

⇒ 人事案件や教職員評価については、機密事項であると捉えているので、セキュリティ面の安全確保を考慮の上、データ送信時には予めパスワード設定した上で送っていただきますよう、ご理解いただければと思います。

(2) 防災計画及び避難所としての学校について【教育総務課】

今年度「大規模災害時学校施設避難所開設要領」を作成いただき、ありがとうございました。管理職等も変わりますので、年1回くらいは担当者が集まって共通確認できる場があればと思います。

また、避難所については、マニュアルができましたが、学校の担当者（市職員）と打ち合わせをしたことがありません。何か起こってからではなく、

年に何回か学校に来ていただいて、打ち合わせをしたり、体育館にある用具をみたり、どんな対応ができるか確認すべきだと思います。災害の時には結局学校に頼りっきりにならないように対応が必要だと思います。

⇒ 市では非常用の災害対策機材や食材、毛布などの備蓄品の整備を進めているところです。そのうち災害対策機材につきましては、一部の小中学校に発電機と投光器を配備しております。災害発生時には「大規模災害時学校施設避難所開設要領」に従い、順次対応を行うこととなりますが、平時の事前打ち合わせ等の重要性は認識していますので、学校配備の装備品の確認も含め、災害対応担当課（環境課）を中心に今後の実施を考えてまいります。なお、避難所開設後の運営は市職員が担当することとなりますが、学校施設全体の管理についての対応をお願いいたします。

（３）働き方改革の推進について【教育総務課】

今年度、「学校の働き方改革」への支援として教育長名で保護者へ文書を出していただいたことは大変ありがたかったです。今後とも保護者に理解を得られるようご協力を願います。

また、４月１５日期限の意見聴取の依頼があった「学校における働き方改革の取組みの方向性（案）」について、その後の経過及び結果についてお知らせ願います。

⇒ 各校からいただいたご意見を基に、「学校における働き方改革の取組みの方向性（基本方針）」を策定し、５月の定例教育委員会にて承認をいただいたところです。今後はこの方針を基本に働き方改革の取組みを推進してまいります。

（４）各種大会出場奨励費交付金の申請手続きの改善について

【社会教育・学校教育課】

大会助成金補助への申請については、大会が集中する夏季休業後に申請が連続して行われ、事務職員の業務負担増となっています。小学校のスポ少活動への申請は学校がしなければならない業務とは異なるものと認識しています。働き方改革の今、スポ少が独自で申請できるよう、担当者会を開催するなどして、検討していただくようお願いいたします。（規約や条例等必要ならば改正し、早く本来の担当業務になるように取り組んでいただきたいと思います。）

⇒ 児童生徒における体育・文化活動においては、学校におけるクラブ活動や部活動のみならず、スポーツ少年団、地域のスポーツクラブや文化活動クラ

ブ、個人と活動の主体が多岐にわたっております。そのような状況下で、活躍した児童生徒の事務手続きの窓口として、在籍している学校に申請等の事務処理をお願いしているところでございます。

当市においては「小中学校各種大会出場奨励費」と「運動競技大会出場奨励事業」で、同じスポーツ分野に対する奨励費を支給しております。大会の目的や対象者によって交付要件や支給額が事業により異なること、文化活動への奨励の検討など、それぞれの事業内容について精査しながら、事務職員の業務負担軽減に努めてまいります。

(5) 小中一貫校の校舎整備方針について【教育総務課】

建設間もない校舎であるにも関わらず教室の面積が狭く、生徒用の机の設置場所を確保するためにカバン用のロッカーを別の場所に移設する工事が行われています。今後の小中一貫校の児童生徒数の見通しをもった確かな設計を望みます。

⇒ 開校時から数年後の児童生徒数の予測の基、実施計画策定委員会にて協議を重ねた結果を基本設計や実施設計に反映させてきましたが、結果として不便さを感じさせてしまっていると思われれます。今後の義務教育学校の整備に関しても、策定委員会等の会議の場において様々な意見を取り入れながら、財源確保と予算の効果的活用によって対応していきたいと考えています。

(6) 給食異物混入への対応について【学校教育課】

7月23日に給食用パンに金属片が混入する事案が発生しました。給食の代替え（主食）等も含めた児童生徒への対応の仕方について検討していただきたいと考えます。普段より食材の納入業者と調理業者と事故に対する対応について十分打ち合わせを行い、児童生徒の食の確保も含めたスムーズな対応がなされるようお願いいたします。

⇒ 給食への異物混入や混入が疑われた場合は、教育委員会へ速やかに一報いただくよう、昨年度作成した「異物混入があった時の対応について」においてお願いしており、毎回各校からは迅速にご報告いただいております。異物混入は様々な事案が発生しており、報告いただいた際には、給食の代替えについてや児童生徒への対応状況を確認させていただき、その都度個別に協議しております。今後は主食の代替えとして非常食の備蓄等を検討してまいりたいと思います。主食等の納入業者である学校給食会や調理・配送委託業者である(株)ベストとは普段より情報の共有を図るようにしており、今後も学校給食の安全な運営のため、協力し合っていきたいと存じます。

(7) 社会に適応した研修会について【学校教育課・社会教育課】

LGBTQIA等、性自認に係る指導・指針等について全ての教育の場(学校教育、社会教育、幼児期等)において、研修等を深めることが必要です。

⇒ 性の多様性については、LGBTのみならず多くの種類があるといわれており、多様な性を理解し容認する必要性について、社会的にもクローズアップされてきています。教育委員会では、11月9日に実施した新庄市教育の日「コスモスデー」において、理解を深めるための写真展示を行い参観者に紹介をしました。また、市立図書館の関係事業として、高校生主体による「しんじょう・レインボープロジェクト実行委員会」による講演会が12月15日に予定されておりますので、ぜひご周知いただきたいと思っております。また、学校教育における研修については、現在実施している「子どもの健康づくり連携事業」における専門医の派遣や、つばさ支援事業などを有効に活用いただき、研修を深めていただきたいと考えています。また、学校貸出用教材として「LGBTsの子どもを守る学校の取組 全2巻 DVD」を年度内に購入することを予定しておりましたので、積極的にご活用いただきたいと思っております。

(8) 市教育研究所の編成及び市主催の会議について【教育総務課・学校教育課】

今年度11から実質8会議(+2は必要に応じて)へと再編していただきありがとうございます。回数も全体で10回削減とし、その分学校訪問指導に転換していただき感謝いたします。担当教員のみならず、市の指導主事の働き方改革からも、なお一層の回数削減・精選をお願いします。

なお、小中一貫に向けて、勤務外の夜の会議をできるだけ開催しないようお願いいたします。

⇒ 今年度、市教育研究所の組織を再編し、研修や会議を精選し実施してきましたが、これまでのところ大きな支障もなく運営することができています。今後も学校における働き方改革につながるよう、効果的な研修や会議の在り方について検討しながら実施してまいります。

また、各校の保護者も部員となっている各検討部会の会議については、保護者の出席に配慮せざるを得ないため、どうしても夜間に会議を行う必要性があることにご理解をいただければと思っております。

(9) 部活動について【学校教育課】

校長会の提言から「今後の新庄市立中学校等の多様な部活動の在り方を考える会」を開催していただきました。これから会が重ねられ、課題について

多面的に検討されることを期待しております。

⇒ 国や県の動向を見ながら、また、各中学校の情報をいただきながら、子どもたちがやりたい運動を継続できるような仕組みを検討していきます。